「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」運用の手引き

H 1 7 / 1 0 / 0 1 制定 H 2 2 / 0 7 / 0 1 改正 H 2 4 / 0 1 / 0 1 改正 H 2 9 / 1 0 / 0 1 改正

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 事業計画の事前公開 (第5条-第10条)
- 第3章 地域住民の意向反映(第10条の2-第13条)
- 第4章 環境保全協定の締結(第14条)
- 第5章 事業計画の変更・廃止 (第15条・第16条)
- 第6章 あっせん (第17条・第18条)
- 第6章の2 法に基づく許可等の取扱い(第18条の2・第18条の3)
- 第7章 浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員(第19条)
- 第8章 雑則 (第20条-第25条)

附則

第1章 総則

【目的】

- 第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開、環境保全協定の締結、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整及び廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。
- 二重線で囲った部分は、条例の規定を示す。以下同じ

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成17年浜松市条例第29号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

破線で囲った部分は、規則の規定を示す。以下同じ

(趣旨)

本条の規定は、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例の目的を明らかにしたものであり、本条例の全ての条文はこの目的を達成するための規定である。 (解説)

市民の生活環境を保全するためには、廃棄物を適正に処理することが必要であり、廃棄物を適正に処理するためには、廃棄物処理施設の存在が必要不可欠である。

一方で、NIMBY (not in my back yard) 症候群に代表されるように、施設の必要性は認めても、自らの近隣地域に廃棄物の処理施設が立地することを拒否する住民も存在する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に おいては、廃棄物処理施設の設置手続に関する規定の中で、設置や維持管理に関する計画の 告示・縦覧及び利害関係者の意見書提出が定められているが、設置者と住民の間で意見交換 が行える制度とはなっていない。

また、法で対象としている廃棄物処理施設は、種類ごとに一定規模以上のものに限定されていることから、多くの施設は、法による事前手続が義務付けられていない現状である。地

域住民にとっては、どのような廃棄物の処理施設であっても、そこに持ち込まれる物が廃棄物である限り差異はなく、施設の種類や規模によって意見書提出の機会が定められていない法の規定は、処理施設設置に係る紛争発生要因のひとつになっていると考えられる。

このようなことから、本条例は廃棄物の処理施設の設置に当たっての事業計画の事前公開、 地域住民の意向反映、紛争のあっせん、環境保全協定の締結等について定めることにより、 廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整及び廃棄物の適正な処理の確保を図り、も って市民の生活環境の保全に資することを目的としている。

また、今回の改正では、設置者が正当な理由がなく、条例に定める手続を行わずに法に基づく申請を行った場合の措置や、条例に基づき締結された環境保全協定に定める事項について、一定の要件の下に法の許可基準の一部に適合するものとみなす旨を定めるとともに、条例規定に基づく書類は、そのまま法の規定に基づく書類として使用できるよう規定改正を行ったほか、法手続の前に条例手続を終了している必要があることなど、条例手続と法手続との関連を整理した。

【用語の定義】

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」 という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
 - (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
 - (3) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
 - (4) 廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設その他の一般廃棄物の処理施設若しくは法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の処理施設(これらのうち規則で定めるものを除く。)又は法第14条第1項若しくは第14条の4第1項の許可を受けた者が産業廃棄物の積替え若しくは保管を行う施設(以下「積替保管施設」という。)をいう。
 - (5) 廃棄物処理施設の設置等 廃棄物処理施設を新たに設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力(廃棄物の最終処分場であ る場合にあっては廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量、積替保 管施設である場合にあっては保管することができる産業廃棄物の数量。以下同じ。)の 10パーセント以上の増大を伴わないものを除く。)をすることをいう。
 - (6) 紛争 廃棄物処理施設の設置等に伴って生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して設置者と関係住民との間で生じる争いをいう。
 - (7) 設置者 廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。
 - (8) 関係地域 廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により市長が定める地域をいう。
 - (9) 関係住民 次に掲げる者をいう。
 - ア 関係地域内に居住する者
 - イ 関係地域内に存する町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に 基づいて形成された団体(当該団体の連合体を含む。)の代表者
 - ウ 関係地域内で事業を営む者
 - 工 廃棄物処理施設からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。)が流入する関係地域内の公共用水域 (同条第1項に規定する公共用水域をいい、当該公共用水域と接続する公共用水域を含む。)において、水利権を有する者
 - オ その他廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれが ある者として規則で定める者

(適用除外施設)

- 第2条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設と する。
 - (1) 事業者がその事業活動に伴って生じる廃棄物を自ら処理するために設置する廃棄物の処理施設のうち、当該廃棄物を生じる工場又は事業場の敷地内に設置するもの
 - (2) 災害又は老朽化に伴う解体等により廃棄物の処理施設が滅失し、滅失前と同一の場所に設置する廃棄物の処理施設(滅失前の規模以下のものに限る。)
 - (3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される廃棄物の処理施設その他移動式の廃棄物の処理施設(同一の敷地内で継続的に使用するものを除く。)
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第6項ただし書又は法第14条第6項ただし書の規定により許可が免除される者が当該事業の用に供するために設置する廃棄物の処理施設
 - (5) 市が設置する一般廃棄物の処理施設
 - (6) 法第9条の3の3第1項の規定に基づき市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)

(趣旨)

本条の規定は、本条例において使用する用語の定義を明らかにしたものである。

(解説

(4)「廃棄物処理施設」の定義を規定したものであり、原則的に全ての一般廃棄物又は産業 廃棄物を処理する施設を対象とする。

浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成23年浜松市条例第44号)の施行により、一定の基準を満たす産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設について許可対象とすることから、廃棄物処理施設の範囲を拡大し、従来の対象施設に積替保管施設を加える。

また、減量化・資源化のための処理施設であっても、周辺環境に及ぼす影響が無い又は少ないと結論付けられるものではなく、関係住民にとっては、その場所(施設)で廃棄物が処理されるという点で、その他の廃棄物処理施設と受け止め方が異なるというものでもない。従って、本条例では減量化・資源化のための施設設置に当たっても、設置者に対し十分な環境保全対策を実施することなどにより、関係住民の理解を得られるよう努める旨を規定している。

ただし、規則で定める以下に掲げるものは、本条例の対象から除外する。

ア 設置者がその事業活動に伴って生じる廃棄物を自ら処理するために設置する廃棄物の 処理施設であって、当該廃棄物を生じる工場又は事業場の敷地内に設置されるもの。

(除外の理由:法に定める排出設置者責任を遂行するうえからも積極的な設置が推進されるべきものである。)

イ 災害・老朽化に伴う解体等により廃棄物の処理施設が滅失し、滅失前と同一の場所に 設置されるもの。(滅失前の規模以下のものに限る。)

(除外の理由:震災・火災等による罹災、老朽化に伴う解体等により施設が滅失した場合は、緊急性を要することと、滅失前の規模以下のものであれば、影響範囲の拡大等が生じる可能性が低いことを考慮する。)

ウ 移動式の廃棄物の処理施設。ただし、一定の場所で継続的に使用するものは除外しない。

(除外の理由:排出場所の変動に伴って処理施設が移動する場合は、設置の場所が特定 できず、関係地域の設定ができないことから除外する。

ただし、移動可能な処理施設であっても、一定の場所で継続使用する場合には、固定式のものと同様な影響が及ぶと予測されることから、除外

しないものとする。)

エ 専ら再生利用されることが確実であるとして、法第7条第6項ただし書、第14条第6項ただし書により処分業許可が免除される設置者が設置する廃棄物の処理施設。

(除外の理由:法において処分業許可不要として規定されている古紙、くず鉄、空きび ん類、古繊維を処分する設置者が設置する当該物のみを処理するための 施設は、再生利用を推進する観点から、除外対象とする。)

オ 市が設置する一般廃棄物の処理施設。

(除外の理由:当該施設については、法及び浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正 処理等に関する条例により事前手続が定められているほか、市の施策と して行う事業でありその遂行の過程で紛争予防を図る手段が講じられる ことから、除外する。)

カ 法第9条の3の3第1項の規定に基づき市から非常災害により生じた廃棄物の処分の 委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設。

(除外の理由:当該施設については、法及び浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正 処理等に関する条例により事前手続きが定められているほか、市の施策 として災害廃棄物の処分を委託し、円滑かつ迅速な処理を進めることか ら、除外する。)

(5)「廃棄物処理施設の設置等」の定義について規定したものであり、条例が適用される 廃棄物処理施設の設置等の範囲を明らかにしたものである。

また、設置等の範囲には、他の事業の用に供する施設として設置されていた施設を、 新たに廃棄物を処理する施設として用いる場合を含むこととする。

(6)「紛争」の定義について規定したものであり、条例がその予防と調整を図ろうとする 紛争の範囲を明らかにしたものである。

どのような状態が「紛争」であるのかは個別具体的に判断することとなるが、一般的には当事者間において一定の事項に関する主張が一致しないことにより生じる争いをいうものである。

また、廃棄物処理施設の設置等に伴って生じるおそれのある生活環境の保全上の支障には、法規定と同様に人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境に対するものを含むものとする。しかし、単に地域での人間関係に起因するものや、補償等に係る金銭問題に起因するもの等は除外される。

- (7)「設置者」の定義について規定したものである。
- (8)「関係地域」の定義について規定したものであり、紛争の予防と調整を図る必要がある地域の範囲を明らかにしたものである。

「生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域」とは、受認限度の範囲を基準として、廃棄物処理施設の設置等に伴って影響を受ける又はそのおそれがある者が存在すると予測される地域とする。

(9)「関係住民」の定義について規定したものであり、本条例適用の主体となる住民の範囲を明らかにしたものである。

関係地域内に居住する者、事業(農業を含む。)を営む者のほか、関係地域内に存する町又は字その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(当該団体の連合体を含む。)の代表者である自治会長や連合自治会長が、関係住民に含まれることを明記した。

また、以上の者に加え、廃棄物処理施設からの排水が流入する下流の公共用水域において、水利権を有する者を規定した。

なお、「土地所有者」については、現に関係地域内に生活基盤を有し、生活環境の保全上直接影響を受けるおそれのある者を関係住民として整理したことから、土地所有者は、条例改正に伴い削除した。

【市の責務】

- 第3条 市は、廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるように、設置者に対し 関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うとともに、関係住民 に対し廃棄物処理施設の必要性等に対する理解が得られるよう啓発に努めるものとす る。
- 2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正にその調整 を図るものとする。

(趣旨)

本条の規定は、廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整を行う主体である市民、 設置者及び市のうち、市の責務を明らかにしたものである。

(解説)

- ・ 市は、本条例の施行について責任を負う立場にあり、民主的な手続に沿った合意を形成 する手段として、設置者に対する指導を行うとともに、関係住民に対しては廃棄物処理施 設の必要性等に関して啓発に努める責務がある。
- ・ 市は手続を円滑に行う中で紛争の予防に努めるとともに、不幸にして紛争が生じようと している又は生じた場合は、関係地域の生活環境の保全に十分な配慮をしながら、速やか に当事者間の調整を図る責務を負う。

【設置者及び関係住民の責務】

- 第4条 設置者は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、関係地域の生活環境の保全に 十分配慮するとともに、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。
- 2 設置者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(趣旨)

本条の規定は、廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関し、当事者たる設置者及び関係住民が果たすべき責務を明らかにしたものである。

(解説)

- ・ 廃棄物処理施設の設置等に際し、設置者は関係地域の生活環境の保全に十分に配慮し、 関係住民の理解と協力を得るための手続きを誠実に行い、紛争の未然防止に努める責務を 負うものである。
- ・ 廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の解決は、基本的には当事者自らの努力によるものであり、双方が自主的に解決を図ろうとする意思なくしては、条例の目的を達成することは不可能であることから、設置者及び関係住民の双方に、互譲の立場で自主的な解決を図るべきことを定めたものである。

また、本条例の施行に関して市が行う施策については、双方の参加や協力なくしては目的を達成できないことから、このような規定を定めたものである。

第2章 計画の事前公開

【事業計画書の提出】

- 第5条 設置者は、廃棄物処理施設の設置等をしようとするときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理施設の設置等に係る計画(以下「事業計画」という。)について、次に掲げる事項を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 廃棄物処理施設の設置等の場所
 - (3) 廃棄物処理施設の種類

- (4) 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
- (5) 廃棄物処理施設の処理能力
- (6) 廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画
- (7) 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- (8) 廃棄物処理施設の災害防止のための計画
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理施設の設置等をすることが関係地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査結果書」という。)を添付しなければならない。

(事業計画書)

- 第3条 条例第5条第1項の事業計画書の様式は、廃棄物処理施設設置等事業計画書(第 1号様式)とする。
- 2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該廃棄物処理施設の付近の見取図
 - (2) 廃棄物処理施設の設置等の用に供する土地(以下「事業用地」という。)の計画平面 図
 - (3) 事業用地の周囲の地形を明らかにする図面
 - (4) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書(設置者が当該土地の所有権原を有しない場合には、使用権原を有することを証する書類)
 - (5) 当該廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (6) 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (7) 当該廃棄物処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量、積替保管施設(条例第2条第4号の積替保管施設をいう。以下同じ。)である場合にあっては保管することができる産業廃棄物の数量。以下同じ。)の算出根拠を明らかにする書類
 - (8) 最終処分場及び積替保管施設以外の廃棄物処理施設にあっては、廃棄物の処理工程図
 - (9) 設置者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (10) 設置者が個人である場合にあっては、住民票の写し

(生活環境影響調査結果書)

- 第4条 条例第5条第2項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 廃棄物処理施設の設置等をしようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設の設置等をすることに伴い生じる大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壌に係る事項のうち、関係地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの(以下「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。)
 - (2) 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
 - (3) 当該廃棄物処理施設の設置等をすることが関係地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
 - (4) 当該廃棄物処理施設の設置等をすることにより予測される廃棄物処理施設生活環境 影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
 - (5) 当該廃棄物処理施設の設置等をすることが関係地域の生活環境に及ぼす影響の程度 を分析した結果
 - (6) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壌のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該廃棄物処理施設の設置等をすることが関係地域の 生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項
- 2 前項第5号の結果には、同項第4号の変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲に対する生 活環境の保全のための措置及びその予想される効果を記載しなければならない。

第5条 削除

(趣旨)

本条の規定は、設置者に対し、廃棄物処理施設の設置等に係る計画を具体的に記載した「事業計画書」の提出を義務付けるものである。

(解説

事業計画書の提出は、計画の事前公開の原則から本条例に基づく手続の出発点となるものである。

提出された書類は、関係地域の指定の判断材料や縦覧の対象となるほか、関係住民を集めて実施する説明会の基礎資料となることから、設置者は、施設の概要や維持管理に関する計画等についてできるだけ具体的にかつ平易な表現で記載するよう努めなければならない。

・ 地域の環境の保全に係る紛争は、処理施設の設置等に伴い発生する公害事象とその影響を防止する措置を巡るものであることを考慮し、事業計画の内容に応じて、当該施設の稼動並びに当該施設に係る廃棄物の搬入出及び保管に伴って生じると考えられる大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る事項について記載した「生活環境影響調査結果書」を事業計画書に添付することを義務付けるものである。この結果書は、各事項に対する調査の結果並びに当該調査の結果に基づく生活環境の保全のための措置及びその予想される効果が記載されたものでなければならない。

なお、規則第4条第6号に規定するように、関係地域の生活環境に及ぼす影響が著しく 軽微であることが明らかな事項については、その理由を付して当該項目の調査をしないこ とができるものとする。

【関係地域の指定等】

- 第6条 市長は、事業計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、関係地域を定めなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を設置者に通 知するものとする。
- 3 市長は、第1項の関係地域を定めるに当たって、当該廃棄物処理施設の設置等が本市 に隣接する他の市町村の住民に対し生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認 めたときは、当該市町村の長及び当該市町村を包括する県の知事と必要な調整を行うも のとする。

(関係地域の設定)

- 第6条 条例第6条第1項に規定する関係地域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める地域に、条例第5条第2項の規定により提出された生活環境影響調査結果書の結果に基づき、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域を加えた地域とする。
 - (1) 次に掲げる廃棄物の処理施設 敷地境界線から500メートル以内の地域 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
 - イ 政令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場
 - ウ 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設 (焼却施設に限る。)
 - エ 政令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に規定する産業

廃棄物の処理施設

- (2) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設(前号に掲げるものを除く。)及び政令第7条に規定する産業廃棄物の処理施設(同号に掲げるものを除く。) 敷地境界線から300メート以内の地域
- (3) 前2号に規定する廃棄物の処理施設以外の廃棄物の処理施設 敷地境界線から100メートル以内の地域
- (4) 産業廃棄物の積替保管施設 敷地境界線から50メートル以内の地域

(趣旨)

本条の規定は、関係地域の指定についての手続を明らかにしたものである。

(解説)

・市長は、設置者から事業計画書が提出された場合は、関係地域を定めなければならない旨 を定めたものである。

関係地域は、規則第6条の規定により、

- (1)一般廃棄物最終処分場、産業廃物最終処分場、法8条第1項の規定に基づく許可対象となる一般廃棄物焼却施設及び法第15条第1項の規定に基づく許可対象となる産業廃棄物焼却施設については、処理施設の敷地境界から500m以内の地域
- (2)法8条第1項の規定に基づく許可対象となる一般廃棄物処理施設(前号に掲げる焼却施設を除く)及び法第15条第1項の規定に基づく許可対象となる産業廃棄物処理施設(前号に掲げる焼却施設を除く)については、処理施設の敷地境界から300m以内の地域
- (3)前2号のいずれにも該当しない一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設については、処理 施設の敷地境界から100m以内の地域
- (4)産業廃棄物の積替保管施設については、積替保管施設の敷地境界から50m以内の地域を基準として、添付された生活環境影響調査結果書を基に、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域がそれより広いと予測されるときは、当該地域を加えた地域を関係地域として決定する。

従って、事業の内容、事業用地周辺の地形や土地利用状況、気象、人口、放流先公共用 水域の利水状況、搬入出道路の状況等を勘案して定めることから、関係地域は、敷地境界 から等距離の範囲にならないこともあり得る。

- ・関係地域を指定した場合は、速やかに設置者に通知しなければならないことを規定したものである。指定後には、以下に定める縦覧や説明会開催などの手続が行われることから、この規定を設けるものである。
- ・関係地域が、浜松市外の区域にまたがる場合は、関係地域を含む市町村長及び当該市町村 を包括する県の知事に対し事業計画書の写しを送付したうえで、生活環境の保全上の見地 から意見を聴き、必要な調整を行うことを規定したものである。

【告示及び縦覧】

- 第7条 市長は、前条第1項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、事業計画書の提出があった旨、関係地域、縦覧の場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書及び生活環境影響調査結果書を告示の日から次の各号のいずれかに該当する日まで規則で定めるところにより、縦覧に供しなければならない。
 - (1) 第14条第6項の規定による環境保全協定の写しが提出される日
 - (2) 第16条第2項の規定による告示の日
 - (3) 第18条第2項の規定による通知の日

(告示及び縦覧)

- 第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 廃棄物処理施設の設置等の場所
 - (3) 廃棄物処理施設の種類
 - (4) 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
 - (5) 廃棄物処理施設の処理能力
 - (6) 縦覧の期間
 - (7) 関係住民が、意見書を提出することができる旨
 - (8) 意見書の提出期限及び提出方法
- 2 条例第7条の規定により縦覧を行う場所は、次のとおりとする。
 - (1) 浜松市役所
 - (2) 関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(趣旨)

本条の規定は、事業計画の公開に関する告示及び縦覧についての手続を明らかにしたものである。

(解説)

- 事業計画の公開に関する告示は、事業計画書の提出があった旨、関係地域、縦覧の場所 等を市役所掲示板に掲示することにより行うこととする。
- ・ 縦覧の場所は、事業計画書や生活環境影響調査結果書を縦覧したいと希望する住民の利 便性を考慮し、原則的に次の2箇所とする。
 - (1) 市役所=法に基づく廃棄物処理施設又は廃棄物処理業の許可を所掌する組織=現行では環境部産業廃棄物対策課又はごみ減量推進課
 - (2) 設置場所の近隣の公共施設又はそれに準ずる場所
- ・ 縦覧期間を従来の30日間から条例手続終了までに延長するのは、関係住民が意見書を提出する、代表者が環境保全協定の締結に係る意見集約をする等の手続を行う際に、 説明会で配布された資料のほかに、詳細な記述がされている事業計画書や生活環境影響 調査結果書を確認することにより、関係住民の意向をより反映しやすくすることを意図 したものである。
- ・ このような趣旨に鑑み、縦覧開始から終了までの期間において、設置者からは事業計画書のほかに、説明会実施状況報告書や見解書等が市長あて提出されるので、これらの書類についても併せて縦覧書類とするよう対応する。

なお、縦覧期間中において、記載事項の修正のために書類の補正を行う場合は、補正 箇所の一覧表を添付するとともに、補正前の書類も確認できる状況で、縦覧に供するも のとする。

【周知計画書の提出】

第8条 設置者は、第6条第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに関係住民を対象とした事業計画の内容についての説明会(以下「事業計画説明会」という。)の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(周知計画書)

第8条 条例第8条(条例第12条第3項(条例第12条の2第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の周知計画書の様式は、周知計画書(第2号様式)とする。

(趣旨)

本条の規定は、事業計画を関係住民に周知する方法を把握することを目的に、設置者に対し周知計画書の提出を求めるものである。

【事業計画説明会の開催等】

- 第9条 設置者は、第7条の規定による告示の日から起算して30日を経過する日までに、 規則で定めるところにより、関係地域内において事業計画説明会を開催しなければなら ない。この場合において、関係地域内に事業計画説明会を開催する適当な場所がないと きは、関係地域以外の地域において開催することができる。
- 2 設置者は、事業計画説明会の開催のほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類の配布その他の方法により、事業計画書及び生活環境影響調査結果書の内容についての周知を図らなければならない。
- 3 設置者又は関係住民は、他方の承諾を得て、事業計画説明会に補佐人を出席させることができる。
- 4 設置者は、関係住民及び補佐人からの質問、要望等に対し、誠意をもって応答しなければならない。
- 5 市長は、事業計画説明会が開催されるときは、関係職員をこれに立ち合わせ、意見を 述べさせることができる。

(事業計画説明会の開催方法等)

- 第9条 設置者は、条例第8条に規定する事業計画説明会(以下「事業計画説明会」という。)を開催しようとするときは、開催日時、場所等に関する通知の関係住民への配布又は回覧のほか、次の各号のいずれかの方法により、開催の周知をしなければならない。
 - (1) 関係地域内での掲示板への掲示
 - (2) 日刊新聞紙への掲載
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 2 事業計画説明会の開催に当たっては、事業計画説明会に参加する者の参集の便を考慮 して日時及び場所を定めなければならない。
- 3 設置者は、事業計画説明会を開催しようとするときは、関係住民に対し、事業計画の 概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、事業計画の内容を具体的かつ平易に 説明するよう努めなければならない。
- 4 設置者は、事業計画説明会において、関係住民に対し、市長に意見書を提出することができる旨及び意見書の提出期限を説明しなければならない。

(趣旨)

本条の規定は、事業計画の周知には説明会の開催が最も適当であることから、事業計画説明会の開催を設置者に義務付けたうえで、周知に関する規定を定めたものである。

(解説)

・ 廃棄物処理施設の設置等に係る紛争は、設置者が行おうとする事業内容を関係住民が十 分理解しないままで生じる場合が多いことから、設置者に対し、事業計画説明会の開催等 を通じて、事業計画の周知を図る義務を課したものである。

事業計画説明会開催の方法は、全ての関係住民を一同に会して開催する方法でも良く、 反対に地域の実情に応じて例えば自治会別に分散開催することも認めるものである。

また、制度の上では、開催回数を規定していないので1回の開催で合意形成が図られる場合もあるが、現実の問題として合意形成に至るためには、複数回の説明会開催が必要な事態も想定される。

なお、やむを得ない場合には、「関係地域以外の地域において開催することができる。」 が、この場合においても関係住民の利便を図るため、関係地域にできるだけ近い場所で開 催するよう配慮する必要がある。

- ・ 設置者又は関係住民は、施設製造業者や環境に関する知識人などを、相手方の了解を得た上で補佐人として出席させることができる規定を設けた。
 - また、事業計画説明会においては、設置者は誠実な対応に努めるべきことを規定した。
- 事業計画説明会に出席できない住民に対する周知の方法として、印刷物の配布等が考えられる。

具体的には、印刷物の各戸配布や関係地域内での掲示板への掲示又は回覧板での回覧等が現実的な方法として挙げられるほか、関係地域が広範囲に及ぶ場合には、日刊新聞への掲載や新聞へのチラシの折込み等が考えられる。

事業計画説明会が開催されるときは市職員を立ち会わせ、意見を述べさせることができるとしたのは、出席者の状況、設置者の説明内容、質疑応答の内容等について確認し、進行状況を確実に把握するとともに、必要に応じて指導助言を行うことができるようにするためである。

【実施状況報告書の提出】

第10条 設置者は、前条の規定により事業計画の内容について周知を図ったときは、規 則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を記載した報告書を市長に提出しな ければならない。

(実施状況報告書)

- 第10条 条例第10条(条例第12条第3項(条例第12条の2第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の報告書の様式は、周知に関する実施状況報告書(第3号様式)とする。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 説明会で配布し、又は使用した書類及び図面
 - (2) 説明会以外で周知に使用した書類及び図面
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類及び図面

(趣旨)

本条の規定は、設置者が関係住民に対して行った事業計画の周知の状況を把握するため、 設置者に対し、実施状況の報告書を提出すべきことを明らかにしたものである。

第3章 地域住民の意向反映

【関係住民の代表者】

- 第10条の2 関係住民は、関係住民の意見を集約し、第14条第1項の規定による環境 保全協定の締結のための協議を円滑に行うため、事業計画説明会の終了後速やかに、1 人又は数人の代表者を互選し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければなら ない。
- 2 市長は、関係住民が代表者を互選しないときは、関係住民のうちから1人又は数人の 代表者を指名することができる。
- 3 関係住民は、第1項の規定により届出をした代表者に変更があったときは、速やかに、 規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(代表者の選任の届出)

第10条の2 条例第10条の2第1項及び第3項の規定による届出は、代表者選任・変 更届(第3号様式の2)により行わなければならない。

(趣旨)

住民意見の集約や協定締結等この条例の手続を円滑に進めるため、規定を改正し、代表者

の選任や届出について定めるものである。

(解説)

- ・ 関係住民の数は、相当数に及ぶことが想定される。このため、条例手続をすすめる上では、代表者を選任し、当該者が住民への周知の窓口になったり、住民意見の集約を行っていくことが必要となる。従来は、特に代表者に係る規定を設けないまま、関係地域が属する自治会の代表者(自治会長)にお願いすることとして運用してきたが、規定を改正し、代表者の選任や届出について定めることとした。
- 関係住民の代表者は、一般的には事業計画説明会開催時などに、関係住民の互選により 選任されることとなる。
- ・ 関係地域が複数自治会に及ぶ場合等については、複数人の代表者の選任を想定している。 なお、条例手続を進めていく途中で、関係住民の間に意見対立が生じたことにより、別 の代表者の選任を行うことは認めない。これは、元々関係住民の代表者は、住民意見の集 約を行い、条例手続に臨むことを予定しているものであり、住民間の意見対立を条例手続 に持ち込めば、収拾が付かなくなるおそれが生じるためである。
- ・ 代表者が選任されるまでに必要な当該説明会の開催に係る日程調整等については、従来 どおり関係地域の自治会長にお願いしたいと考えている。

【関係住民の意見書の提出等】

- 第11条 事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見を有する関係住民及びその代表者は、第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日(同条の規定による告示の日から起算して30日を経過する日までに事業計画説明会が終了しない場合にあっては、当該事業計画説明会が終了した日の翌日から起算して15日を経過する日)までに、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。
- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を 記載した書類(以下「意見書等」という。)を設置者及び関係住民の代表者に送付するも のとする。ただし、関係住民の代表者が同項の意見書を提出した場合にあっては、当該 代表者への当該意見書の送付を要しない。

(意見書)

- 第11条 条例第11条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 提出者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人その他の団体にあっては、そ の代表者の氏名
 - (2) 意見の対象となる設置者の氏名又は名称
 - (3) 廃棄物処理施設の設置等の場所及び種類
 - (4) 意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限る。)

(趣旨)

本条の規定は、事業計画書について環境の保全上の見地から意見を有する関係住民が、市長に対して意見書を提出できること及びその手続について明らかにしたものである。

(解説)

- ・ 関係住民の意見書の提出は、地域における健全な生活環境の保全上の見地から、事業計画について行えることとし、事業計画に住民の意見を反映させるものである。
 - なお、事業計画説明会の開催が多会場にわたるなどにより、やむを得ず最後の説明会開催が規定期間内に終了しなかった場合は、最終事業計画説明会開催日から起算して15日を経過する日まで意見書提出期間を延長することとした。
- ・ 意見書の書式については、特に定めていないが、提出者の氏名・住所等規則で定める事

項が記載されている必要がある。

なお、市から設置者及び住民の代表者に送付する書類には、原則として意見書提出者名は記載(又は複写)しない。

・ 第2項は、市が、寄せられた意見書について、その写し又は意見要旨ごとに分類して作成した書類(意見書等)を設置者及び住民の代表者あてに速やかに送付することを規定したものである。今回の改正により、送付先に住民の代表者を追加したのは、関係住民がどのような意見を持っているかや、どのような事項について説明が足りていないと考えているかなどを代表者が把握し、その後の手続の参考にするためである。

【見解書の提出】

- 第12条 設置者は、前条第2項の規定により意見書等の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書類(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 設置者は、前項の規定により見解書を提出したときは、その日から起算して30日以内に、関係住民に対し、当該見解書の内容についての説明会(以下「見解書説明会」という。)の開催その他の方法により、当該見解書の内容についての周知を図らなければならない。
- 3 前項の規定による見解書の内容の周知については、第8条、第9条第3項から第5項まで及び第10条の規定を準用する。この場合において、第8条中「第6条第2項の規定による通知を受けた」とあるのは「第12条第1項の規定による見解書を提出した」と、「事業計画の内容についての説明会(以下「事業計画説明会」という。)」とあるのは「見解書説明会」と、第9条第3項及び第5項中「事業計画説明会」とあるのは「見解書説明会」と、第10条中「前条の規定により事業計画」とあるのは「第12条第2項の規定により見解書」と読み替えるものとする。

(見解書)

第12条 条例第12条第1項(条例第12条の2第2項において準用する場合を含む。) の見解書の様式は、意見書等に対する見解書(第4号様式)とする。

(見解書の内容の周知等)

- 第12条の2 条例第12条第2項(条例第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による見解書の内容の周知は、見解書の内容を分かりやすく説明した書類及び図面の関係住民への配布又は回覧のほか、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。
 - (1)条例第12条第2項に規定する見解書説明会(以下「見解書説明会」という。)の開催
 - (2) 関係地域内での掲示板への掲示
 - (3) 日刊新聞紙への掲載
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 2 見解書説明会の開催については、第9条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「事業計画説明会」とあるのは「見解書説明会」と、同条第3項中「事業計画説明会」とあるのは「見解書説明会」と、「事業計画の概要」とあるのは「見解書の内容」とあるのは「見解書の内容」と読み替えるものとする。

(趣旨)

本条の規定は、設置者に対し、関係住民から提出された意見に対する見解書の提出を義務付けたものであり、同時にその内容を関係住民に周知するよう定めたものである。

(解説)

- 前条に規定する意見書等の送付を受けた設置者は、意見書ごと又は意見項目ごとに見解をとりまとめた見解書及びその周知計画書を市長に提出することを規定した。
- ・ 見解書の内容の周知は、事業計画書の周知と同様の重要性を有することから、第8条から第10条に規定する事業計画の公開手続に準じて、設置者に対し周知のための諸手続を 義務付けたものである。

なお、事業計画説明会の取扱いと異なるのは、関係住民の代表者が意見書等の内容又は 意見提出者の意向等を総合的に勘案して、見解書説明会の開催までは要さないと判断する 場合は、回覧による周知等に代えることもできる点である。

・ 「見解書提出の日から30日以内に」とは、見解書説明会を開催するときには、この期間内に実施すること、回覧によるときは、この日までに回覧を終了することを意味する。

【意見書の再提出】

- 第12条の2 前条第2項(次項において準用する場合を含む。)の規定により見解書の内容の周知を受けた関係住民及びその代表者は、当該見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する場合において、市長が必要があると認めるときは、同条第2項(次項において準用する場合を含む。)の規定により見解書の内容の周知が終了した日(見解書説明会を開催した場合にあっては、当該見解書説明会が終了した日)の翌日から起算して15日を経過する日までに、意見書を再度提出することができる。
- 2 第11条第2項及び前条の規定は、前項の規定により意見書が再度提出された場合の 手続について準用する。この場合において、第11条第2項中「前項」とあるのは、「第 12条の2第1項」と読み替えるものとする。

(趣旨)

改正前は、意見書の再提出に係る規定が明確になっていなかったので、新たな条項を設け、 意見書の再提出に係る規定を明文化した。

(解説)

「説明会開催→意見書提出→見解書作成」の手続を繰り返すことにより、合意形成を図ることが、本条例の基本的な考えである。

従来もこのような考え方のもとに、市長が合意形成のために必要と認めるときは、再度 の意見書提出ができる取扱いを行ってきたが、今回の改正で規定の明文化をしたものであ る。

【指導又は助言】

- 第13条 市長は、意見書等及び見解書に十分配慮し、関係地域の生活環境の保全上の見地から、設置者に対し、事業計画及び見解書について必要な指導又は助言を行うものとする
- 2 市長は、関係地域の生活環境の保全上の見地から、関係住民に対し、意見書について 必要な指導又は助言を行うものとする。
- 3 市長は、前2項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて第19条に規定する浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員(以下「調整委員」という。)の意見を聴くものとする。

(趣旨)

本条の規定は、市が設置者に対しては事業計画や見解書の作成・周知について、関係住民 に対しては意見書の作成等について、必要な指導及び助言を行うことを定めたものである。 (解説)

・ 紛争を予防する観点から、市長は関係住民及び設置者双方の主張に十分配慮しながら、 生活環境の保全上の見地から、設置者や関係住民に対して必要な指導及び助言を行う必要 があると考える。

・ 前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて、第19条の規定により委嘱 した浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員の意見を聴くものとする。

第4章 環境保全協定の締結

【環境保全協定の締結】

- 第14条 設置者は、廃棄物処理施設の設置等に関し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項として次に掲げるものを内容とする協定(以下「環境保全協定」という。)を関係住民と締結するよう努めなければならない。
 - (1) 廃棄物処理施設の設置等の場所
 - (2) 廃棄物処理施設の種類
 - (3) 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
 - (4) 廃棄物処理施設の処理能力
 - (5) 廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画
 - (6) 大気汚染対策、騒音防止対策、振動防止対策、悪臭防止対策、水質汚濁対策、地下 水汚染対策及び土壌汚染対策に関すること。
 - (7) 廃棄物処理施設の周辺の施設であって、その利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められるものについての適正な配慮に関すること。
 - (8) 排ガスの性状 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第3条第1項第5号に規定する排ガスの性状をいう。 以下同じ。)、放流水の水質等について関係地域の生活環境の保全のため達成すること とした数値
 - (9) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 環境保全協定の締結行為は、設置者(法人にあっては、その代表者)と関係住民の代表者が行うものとする。
- 3 関係住民は、環境保全協定の締結について協力しなければならない。
- 4 市長は、環境保全協定の締結に際し、その内容について必要な指導又は助言を行うものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条の2又は第7条の2に規定する廃棄物処理施設である場合あっては、市長は、あらかじめ、当該環境保全協定の内容について、調整委員のうち第19条第2項第1号及び第2号に規定するものの意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、設置者又は関係住民の代表者からの求めに応じ、立会人として環境保全協定 に参加することができる。
- 6 設置者は、環境保全協定を締結したときは、その写しを市長へ提出しなければならない。

(環境保全協定の記載事項)

- 第12条の3 条例第14条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 搬出入車両等の交通対策に関すること。
 - (2) 事故時及び地震等の緊急時の対策に関すること。
 - (3) 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る測定の実施に関すること(条例第14 条第1項第8号及び第9号に掲げるものを除く。)。
 - (4) 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る測定結果の記録、保存及び閲覧に関す

ること。

- (5) 環境保全協定に定められた事項の履行の確認に関すること。
- (6) 環境保全協定の締結者が環境保全協定に定められた事項に違反した場合の措置に関すること。
- (7) 環境保全協定の変更に関すること。
- (8) 廃棄物処理施設の廃止及び承継に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境保全協定の締結者が関係地域の生活環境を保全するために必要があると認める事項

(立会人の役割)

第12条の4 立会人は、環境保全協定に定められた事項について、締結者が誠実に遵守するよう指導し、その履行を確認するとともに、締結者間において紛争が生じた場合は、締結者に対し、その紛争の解決のため必要な指導又は助言を行うものとする。

(趣旨)

本条の規定は、廃棄物処理施設の設置等に関して、設置者と関係住民が協力して環境保全協定を締結するよう努めなければならないことを定めたものである。

(解説)

- ・ 環境保全協定は、関係住民の代表者が、関係住民を代表して締結することになる。
- 環境保全協定の記載事項は、改正前は、設置者と関係住民の協議により決定することとしてきたが、重要な事項が欠落したまま締結完了してしまう事例が生じることがあった。また、協定において締結された事項について、法の許可申請書に記載することにより、法に基づく施設の設置許可基準の一部に適合することとするため、協定の記載事項について、法の許可申請事項との整合を図る必要が生じた。

これらのことから、関係地域の環境の保全上必要な協定締結事項を明確にするため、本文に掲げる事項のほか、規則に規定する事項を環境保全協定の記載事項として規定した。

ここで、「設置者は環境保全協定を締結しなければならない。」としなかったのは、本条例に基づく手続きの目標終着点として環境保全協定の締結を位置付けているが、実際には全ての場合において協定が締結されるとは限らないからである。協定の締結に至らない場合としては、第18条に規定するように、設置者の誠実な努力にもかかわらず合意形成に至らずあっせん打切りとなる状況が挙げられる。

従って、市としては、設置者・関係住民に対し指導・助言を行う中で、協定締結に向けた最大限の努力はするが、条文としては「締結するよう努めなければならない。」にとどめざるを得なかったものである。

- ・ 最終処分場及び一定規模以上の焼却施設の設置許可の審査に当っては、法規定上あらか じめ、生活環境の保全に関し、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項 について専門的知識を有する者の意見を聴くことが義務付けられているため、政令第5条 の2に該当する一般廃棄物の最終処分場及び一定規模以上の焼却施設、同第7条の2に該 当する産業廃棄物の最終処分場及び一定規模以上の焼却施設に係る事業計画については、 環境保全協定締結前の段階で、本条例第19条第2項第1号及び第2号に規定する調整委 員の意見を聴く規定を新たに設けた。
- 条例手続の終了時期を明確にする必要があることから、環境保全協定の締結が完了したときは、設置者に対し、当該協定書の写しの提出を義務付けることとした。

第5章 事業計画の変更・廃止

【事業計画書等の変更の届出】

- 第15条 設置者は、環境保全協定の締結前において事業計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 設置者は、環境保全協定の締結前において生活環境影響調査結果書の内容を変更しよ

- うとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 設置者は、周知計画書(見解書の周知計画書を含む。)の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項の規定による事業計画書の変更及び第2項の規定による生活環境影響調査結果 書の変更については、第5条から第13条までの規定の例によるものとする。ただし、 同条第1項の規定による指導又は助言に基づいて行われる変更その他の規則で定める変 更にあっては、この限りでない。

(事業計画書等の変更の届出)

- 第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、事業計画書変更届(第5号様式)により行わなければならない。
- 2 条例第15条第2項の規定による届出は、生活環境影響調査結果書変更届(第6号様 式)により行わなければならない。
- 3 条例第15条第3項の規定による届出は、周知計画書変更届(第7号様式)により行 わなければならない。

(軽微な変更)

- 第14条 条例第15条第4項ただし書の規則で定める変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。
 - (1) 事業計画説明会若しくは見解書説明会における関係住民からの意見又は条例第11 条第1項若しくは条例第12条の2第1項の規定により提出された意見書に基づいて 行われる変更であって、生活環境に及ぼす影響を減少させることを目的とするもの
 - (2)条例第13条第1項の規定による指導若しくは助言又は条例第17条の規定によるあっせんに基づいて行われる変更
 - (3) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に及ぼす影響を減少させることを目的とする変更であって、関係住民の代表者の同意を得て行われるもの

(趣旨)

本条の規定は、設置者が事業計画書又は生活環境影響調査結果書若しくは周知計画書の内容を変更しようとする場合の手続について明らかにしたものである。

(解論)

- ・ ここでいう事業計画の変更とは、環境保全協定締結に向けての手続の途中に、計画を変 更することを指す。一旦、協定が締結され条例手続を終了した場合には、第2条第5号の 規定に従い、廃棄物処理施設の設置等に該当するか否かを判断する。
- 事業計画又は生活環境影響調査結果書若しくは周知計画の変更について届出を求めるのは、これによって変更の内容を的確に把握することにより、条例の適正な運用を図ろうとするものである。

事業計画変更届には事業計画書に添付した書類及び図面に代えて、当該変更に係る書類 (生活環境影響調査結果書を含む。)及び図面を添付しなければならないこととする。

- ・ 事業計画書又は生活環境影響調査結果書の変更の場合は、原則として関係地域の再指定など条例の手続を最初からやり直す必要があるが、計画規模の縮小・排出負荷量の減少など第4項ただし書に該当する場合にあっては、本条の規定に基づく変更届の提出のみで対応可能とする。
- ・ その他、軽微な変更として取扱うことができるのは、規則第14条に掲げる
- ① 住民の意見に基づいて行われる計画の変更であって、生活環境に及ぼす影響を減少させるもの
- ② 市の指導・助言またはあっせんに基づいて行われる計画の変更
- ③ 設置者自らの意思により計画された生活環境に及ぼす影響を減少させる変更であって、関係住民の同意を得たもの。

とする。

【事業計画の廃止の届出等】

- 第16条 設置者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、 その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示しなければ ならない。

(廃止届)

第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、廃棄物処理施設設置等事業計画廃止 届(第8号様式)により行わなければならない。

(趣旨)

本条の規定は、設置者が事業計画を廃止する場合の手続について明らかにしたものである。 (解説)

- ・ 条例手続の進捗状況の把握は、極めて重要であることから、設置者に対し、事業計画を 廃止した場合の市長への届出を義務付けたものである。
- ・ 廃止届が提出された場合、市長は告示を行うことを規定したものである。また、設置者に対し、関係住民への計画廃止の周知義務を課すことは現実的でないことから、関係住民への周知は、市が行うこととする。

第6章 あっせん

【あっせん】

- 第17条 設置者又は関係住民の代表者は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、 規則で定めるところにより市長にあっせんの申請をすることができる。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例 に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨 を設置者及び関係住民の代表者に通知するものとする。
- 4 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、設置者及び関係住民に対し、意見を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 市長は、あっせんを行う場合においては、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、市長は、あらかじめ調整委員の意見を聴くものとする。

(あっせん)

第16条 条例第17条第1項の規定による申請は、あっせん申請書(第9号様式)によるものとする。

(趣旨)

本条の規定は、関係住民の代表者又は設置者の双方又は一方からあっせんの申請があった 場合には、市長は原則としてあっせんを行い、紛争の解決に努めることを明らかにしたもの である。

(解説)

- ・ 「あっせん」とは、紛争の当事者間の交渉が円滑に行えるように、その間に入って仲介 する一切の行為をいうものである。紛争の解決は、あくまでも当事者間による自主的解決 によることとし、合意形成の促進を図るためあっせんを制度化したものである。
- ・ あっせんの申請があった場合には、市長は原則的にあっせんを行うこととするが、あっせんを行わない場合について、条文以外の例示をすれば、申請をした者の側に、紛争を自

主解決する余地が十分に残されている場合等が挙げられる。

- ・改正前の規定では、第2項において、紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めたときは、あっせんを行わないとしてきたが、生活環境保全上の見地以外の事項について意見が対立して合意形成が図られない場合を放置すると、環境保全協定が締結されないまま、条例の目的を達成できないことが危惧される。これに対応するため、このような場合にもあっせん申請を受付け、市長は生活環境保全上の事項については、双方の考えに相違がないことを確認し、第18条第1項第2号に該当するか否かの判断を行うこととする。
- あっせんは、専門的知識を有する者に委嘱する「浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員」 の意見を聴いたうえで行うことが必要であることを規定した。

【あっせんの打切り】

- 第18条 市長は、あっせんの結果、これに対する設置者の対応が十分であると認め、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、あっせんを打ち切ることができる。
 - (1) 関係住民があっせんに応じないことにより、環境保全協定が締結される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 関係住民が生活環境の保全上の理由以外の理由により反対することにより、環境保全協定が締結される見込みがないと認めるとき。
 - (3) 設置者と関係住民の生活環境の保全上の見地からの意見が大きく異なっていることにより、環境保全協定が締結される見込みがないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を設置者及び関係住 民の代表者に通知するものとする。

(趣旨)

本条の規定は、当該紛争の解決に関して、設置者の対応が十分であるにもかかわらず、あっせんによっては解決の見込みがないと判断する場合は、市長はあっせんを打ち切ることができること及びその手続を明らかにしたものである。

(解説)

- ・ 設置者と関係住民間の紛争の予防と調整がこの条例の目指すところである以上、あっせんの打切りは避けたいところであるが、設置者の対応が十分であるにもかかわらず第18条第1項各号に規定するような状況で環境保全協定の締結がされないときは、制度の終着点として、やむを得ずあっせんを打ち切ることとする。
- ・ 一方、改正前の規定では、設置者による環境保全対策が不十分であると認められる場合でも、設置者が譲歩しない限り、あっせん打ち切りとなり、条例手続を終了することになっていた。このような状況のままに、法に基づく手続が進んでいくと、本条例の目的である合意形成手続きの適正化が図れないのと同時に、関係地域の生活環境の保全に配慮がなされた処理施設の設置が困難となることが危惧された。従って、改正後においては、このようなケースについて、あっせん打切りとせず、引き続き設置者に計画変更についての指導助言を継続していくこととした。
- ・ あっせんを打ち切った場合には、その旨を設置者・関係住民の代表者の双方に通知する ことを規定した。

第6章の2 法に基づく許可等の取扱い

【条例手続の時期】

- 第18条の2 設置者は、次に掲げる行為を行う前に、第14条第6項の規定により環境 保全協定の写しを提出し、又は前条第2項の規定による通知を受けなければならない。
 - (1) 法第7条第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第1

- 4条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の申請
- (2) 法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る工事の着手
- (3) 省令第2条の3第2号又は第10条の3第2号の規定による指定の申請に係る工事の着手
- (4) 前3号に掲げる申請又は届出を要しない廃棄物処理施設の設置等にあっては、当該 廃棄物処理施設の設置等に係る工事の着手

(趣旨)

第6章の2として「法に基づく許可等の取扱い」の章を新たに設け、条例手続と法手続の 関連を明確にした。本条では、条例に基づく手続は、法に基づく手続の前に終了していなけ ればならないことを、明示したものである。

(解説)

- ・ 処理施設の設置等に係る条例手続の終了は
 - (1)環境保全協定が締結され、設置者からその写しが市長あて提出されたとき。(第14条 第6項)
 - (2)設置者の対応が十分と認められ、あっせん打ち切り通知が交付されたとき。(第18条 第2項)
 - のいずれかのときと規定する。

その上で、設置者は、法に基づく許可申請書を提出する又は法に基づく届出等のための 工事に着手する前に、条例手続を終了していなければならないことを明確にした。

・ 第1号の規定は、法に基づく処理業の許可や変更許可、処理施設設置許可や構造規模変 更許可の申請対象である事例を指している。第2号から第4号はいずれも法に基づく許可 申請ではない事例として、第2号は処理業変更届、第3号は再生利用指定に係る申請を、 第4号は排出事業者による自ら処理施設の設置等その他のときを対象としている。

【許可等の取扱い】

- 第18条の3 市長は、設置者が正当な理由がなく、前条の規定に違反して同条第1号に 規定する許可の申請を行ったときは、当該申請に対する審査を行うに当たっては、当該 設置者を、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる 相当の理由がある者に該当するものとして、法第7条第10項(法第7条の2第2項に おいて準用する場合を含む。)、法第8条の2第1項(法第9条第2項において準用する 場合を含む。)、法第14条第5項若しくは第10項(法第14条の2第2項において準 用する場合を含む。)、法第14条の4第5項若しくは第10項(法第14条の5第2項 において準用する場合を含む。)又は法第15条の2第1項(法第15条の2の6第2項 において準用する場合を含む。)の規定を適用するものとする。
- 2 市長は、設置者が法第8条第1項若しくは第9条第1項又は法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請をする場合において、第14条第1項の規定により締結された環境保全協定に定める事項について、法第8条第2項第6号及び第7号若しくは省令第5条の3第1項第5号(法8条第2項第6号及び第7号に掲げる事項に係るものに限る。)又は法第15条第2項第6号及び第7号若しくは省令第12条の9第1項第5号(法第15条第2項第6号及び第7号に掲げる事項に係るものに限る。)に掲げる事項として当該申請書に記載したときは、当該廃棄物処理施設が法第8条の2第1項第2号(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は法第15条の2第1項第2号(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合するものとみなす。
- 3 市長は、法第8条第1項若しくは第9条第1項又は法第15条第1項若しくは第15

条の2の6第1項の許可を行うに当たっては、第14条第1項の規定により締結された 環境保全協定に定める事項のうち廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する 計画及び廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係るものの全部又は一部について、 法第8条の2第4項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は法第15条の 2第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による生活 環境の保全上必要な条件として付けることができる。

4 市長は、法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の2第1項又は法第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第14条の5第1項の許可を行うに当たっては、第14条第1項の規定により締結された環境保全協定に定める事項の全部又は一部について、法第14条第11項(法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)又は法第14条の4第11項(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による生活環境の保全上必要な条件として付けることができる。

(趣旨)

条例手続と法手続の関連を明確にしたものである。

(解説)

第1項について

・ 法に係る許可審査においては、許可してはならない人的基準として定めている欠格要件が存在する。第1項に該当する設置者については、欠格要件である「業務に関し、不正又は不誠実な行為を行うおそれがある者」に該当するとみなす規定を設けた。設置者には、これが適用されることがないよう、条例手続の確実かつ誠実な履行を求めるものである。

第2項について

・ 法の規定では、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可審査に当たっては、 周辺の施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について適正な配慮がされている ことが許可要件になっている。第2項の規定は、環境保全協定が締結されているときには、 法に基づく施設設置許可申請や構造規模変更許可申請に協定書に盛り込まれた施設の維持 管理等に関する事項が記載されることより、法第8条の2第1項第2号、第15条の2第 1項第2号の許可基準に適合しているとみなすことを明記したものである。

第3項について

・ 環境保全協定締結後において行われる法に基づく施設設置許可申請や構造規模変更許可申請の際、申請書に協定書に盛り込まれた施設の維持管理等に関する事項を記載することにより、協定事項の全部又は一部は、法的拘束力を有することとなる。第3項の規定は、設置者が許可申請書へ当該事項の記載を行わなかった場合にも、市長は許可行政処分に当たって、生活環境保全上の条件に該当する協定事項の全部又は一部を、許可の条件として付すことができることを明記したものである。

第4項について

・ 産業廃棄物処理業の許可申請に当たっては、添付される「事業計画の概要」の中に環境 保全に係る対策を記載することになっているので、環境保全協定事項の全部又は一部がこ こに記載されることとなる。しかし、第3項に規定する廃棄物処理施設の設置許可申請の 場合と異なり、産業廃棄物処理業許可申請の場合は、「事業計画の概要」に記載した環境保 全に係る対策が、法的拘束力を有することにはならないので、第4項では、産業廃棄物処 理業許可に際して、環境保全協定事項の全部又は一部を許可の条件として付すことができ ることを明記したものである。

第7章 浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員

【浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員】

- 第19条 市は、廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に係る重要事項について調査させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条第1項の規定に基づき、浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員を置く。
- 2 調整委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 生活環境の保全に関し、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水及び土壌に関する学識経験を有する者
 - (2) 生活環境の保全に関し、廃棄物の処理に関する学識経験を有する者
 - (3) 法律に関する学識経験を有する者

(趣旨)

本条は、この条例の施行に関し重要な事項に係る調査をするため、浜松市廃棄物処理施設 設置等調整委員を置く旨を明らかにしたものである。

(解説)

委員は、条例第13条【指導又は助言】、第14条【協定の締結】及び第17条【あっせん】 の規定により市長が意見を求めた事項について調査し意見を述べるほか、この条例の施行に 関する重要な事項について意見を述べるものである。

また、このような委員を置くのは、廃棄物処理施設の設置等が地域の生活環境の保全上及ぼす影響の予測や施設の技術的審査等に高度の専門的知識が必要であるからである。

法第8条第1項又は第15条第1項の許可を要する施設については、法に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴くことが必要となっており(法第8条の2第3項又は第15条の2第3項)、本条例に基づく委員への意見聴取を法に基づく意見聴取に代えることができることとした。

このような理由から、委員には、第2項各号に該当する分野の学識経験者に委嘱すること とする。

第8章 雑則

【報告の徴収】

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者及び関係住民に対し、 必要な事項の報告を求めることができる。

(趣旨)

本条の規定は、設置者及び関係住民に対し報告の徴収ができることを規定したものである。(解説)

設置者及び関係住民に対して、市長はこの条例の施行に必要な限度において報告を求める ことができることとした。

市が報告徴収を行う事例としては、

- (1) 提出を受けた書類の内容に対し、その根拠や追加の説明等を求める場合。
- (2) 手続の進捗状況を確認する場合。
- (3) 浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員から求められた事項について、資料・説明等を求める場合。

などが考えられる。

【勧告】

- 第21条 市長は、設置者又は関係住民が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 規則で定めるところにより、当該設置者又は関係住民の代表者に対し、相当の期限を定 めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
 - (1) 設置者が第5条第1項又は第2項の規定に違反して、事業計画書若しくは生活環境

影響調査結果書の提出をせず、又は虚偽の事業計画書若しくは生活環境影響調査結果 書の提出をしたとき。

- (2) 設置者が第9条第1項の規定に違反して、事業計画説明会を開催しないとき。
- (3) 第9条第2項の規定による周知が十分でないとき。
- (4) 関係住民が事業計画説明会に出席しないとき。
- (5) 設置者が第12条第1項(第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規 定に違反して、見解書を提出しないとき。
- (6) 第12条第2項(第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による 周知が十分でないとき。
- (7) 設置者が第18条の2第2号から第4号までの規定に違反して、当該届出、申請又は設置等に係る工事に着手したとき。
- (8) 設置者又は関係住民が前条の報告を行わないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、 又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

(勧告)

- 第17条 条例第21条の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した勧告書により行 うものとする。
 - (1) 勧告事項
 - (2) 措置を講じるべき期限
 - (3) 勧告を行う理由

(趣旨)

設置者及び関係住民が条例手続に従わないとき又は不正若しくは不誠実な行為を行ったと きには、市長が当該者に対し必要な措置をとるよう改善勧告を行うことができる旨を明らか にしたものである。

(解説)

・ 本条例の制定目的が廃棄物処理施設の設置等に係る設置者と関係住民間の紛争の予防と 調整であることから、その目的達成を阻害する第21条各号に規定するような設置者や関 係住民の対応は、排除されるべきである。

従って、このような事態が生じた場合には、当該手続の実行を担保するため、市長は原 因者に対し、必要な措置をとるよう改善勧告を行うことができることとしたものである。

- ・ 改正前の規定では、設置者側の不誠実な対応についてのみ勧告の対象としていたが、合意 形成のためには、関係住民側にも誠実な条例手続への参加が不可欠であることから、勧告 対象を拡大したものである。実質的に、関係住民にとっては、義務の強化となるが、一方 で、設置者に対し勧告対象事項を増やし、設置者への義務規定も強化した。
- 第1号において、設置者が虚偽の事業計画書若しくは生活環境影響調査結果書の提出を したときを規定しているが、誤記載等悪意のないものは、これに該当しないとして取り扱 うこととしている。
- ・ 設置者が第18条の2第1号に違反した場合の規定は、第18条の3に明記している。 しかし、許可申請に該当しない第18条の2第2号から第4号に該当する違反をした者 に対しては、あらためて条例手続に従うよう求める必要があることから、第7号に勧告の 対象とする規定を追加した。

【公表】

- 第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた設置者が正当な理由なく当該勧告に従 わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。
 - (1) 当該勧告を受けた設置者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏

名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 当該勧告に係る廃棄物処理施設の名称及び所在地
- (3) 当該勧告の内容及びこれに対する設置者の対応の内容
- 2 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象 となる設置者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により当該設置者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表 の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。
- 第23条 市長は、第18条の2第1号に規定する許可の申請について、第18条の3第 1項の規定を適用して不許可の処分を行ったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表 することができる。
 - (1) 当該不許可処分を受けた設置者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 当該不許可処分に係る廃棄物処理施設の名称及び所在地
 - (3) 当該不許可処分の内容及びこれに対する設置者の対応の内容

第18条 削除

(公表)

第19条 条例第22条及び第23条の規定による公表は、浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(趣旨)

本条の規定は、設置者が正当な理由がなく前条の勧告に従わない場合に、市長がその事実を公表できることを規定したものである。

(解説)

- ・ 改正前は、前条に基づく勧告を行ってもなお、それに従わない設置者に対しては、「命令」 を発出する規定としていたが、勧告を行ってもなお、それに従わない設置者を公表の対象 とする規定に変更し、命令発出規定は削除した。
- ・ 浜松市行政手続条例第29条第2項ただし書の規定に基づき、条例上公表すべき事項を 明示するとともに、公表対象者には、弁明の機会を付与すること、弁明があったときには、 その内容を公表することを規定した。
- ・ 第23条は、第18条の3第1項の規定に基づき不許可処分を行った場合の公表規定を 定めたものである。

【廃棄物処理施設の承継】

第24条 設置者又は廃棄物処理施設の設置等をした者(当該廃棄物処理施設に係る権利 を承継した者を含む。以下「設置者等」という。)から当該廃棄物処理施設に係る権利を 承継した者は、当該廃棄物処理施設について環境保全協定が締結されているときは、当 該環境保全協定について設置者等の地位を承継しなければならない。

(趣旨)

廃棄物処理施設の承継が生じた際の、環境保全協定の取り扱いについて規定したものである。

(解説)

・ 廃棄物処理施設の譲渡や設置者の倒産などにより廃棄物処理施設の使用権が第三者に移 る場合がある。このようなときにも、廃棄物処理施設の承継者が、従来の環境保全協定締 結者の地位を承継しなければならないことを新たに規定した。

【委任】

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で 定める。

(書類等の提出部数)

- 第20条 条例及びこの規則の規定により、市長に提出しなければならない書類の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。
 - (1) 第1号様式及び第5号様式(添付書類を含む。)並びに第6号様式 正副4部
 - (2) 前号に掲げる様式以外の様式 (添付書類を含む。) 正副 2 部
 - (3) 条例第11条第1項及び第12条の2第1項の規定による意見書並びに第14条第 6項の規定による環境保全協定の写し 1部

(細目)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(趣旨)

本条の規定は、この条例の定め以外に条例の施行について必要な事項は、規則で定めることを規定したものである。

附則

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整 に関する要綱(平成8年浜松市告示第125号。以下「旧要綱」という。)第5条第1 項の規定により事業計画書が提出されている場合における産業廃棄物処理施設の設置等につ いては、なお従前の例による。
- 3 旧要綱第14条第1項の規定により締結された協定は、第14条第1項の規定により 締結された協定とみなす。

附則

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第5条第1項の規定により事業計画書が提出された 場合における改正前の第2条第2号に規定する廃棄物処理施設の設置等については、な お従前の例による。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第9号の改正規定は、 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)の施 行の日(平成23年4月1日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附則

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号)第14条第1項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第1項若し くは第14条の5第1項の規定による許可の申請に係る改正後の浜松市廃棄物処理施設 の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第5号 に規定する廃棄物処理施設の設置等(同条第4号に規定する積替保管施設に係るものに 限る。)については、新条例の規定は、適用しない。

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 浜松市住民協議による土地利用の推進及び調整に関する条例施行規則(平成16年浜 松市規則第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

この附則の規定は、本条例の施行期日及び本条例の施行の際の経過措置を明らかにしたものである。

(解説)

・ 平成22年7月1日より前に、第5条第1項の規定により事業計画書が提出されている案件にあっては、改正条例を適用せず、改正前の規定に基づき手続を進めることを規定している。